

財務諸表の承認について

1 承認の手続等

(1) 評価委員会に提出する資料

県は、法人の財務諸表の承認にあたっては、法人から提出された財務諸表を評価委員会に提出する。

- ・ 財務諸表：貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書
- ・ 事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書

(2) 評価委員会における確認

評価委員会は、財務諸表の内容について、確認を行う。

この確認にあたっては、ヒアリングを行うこととし、必要に応じて法人等と質疑応答を行う。

(3) 評価委員会の意見

評価委員会は、確認した内容を基に審議を行い、知事へ意見内容を報告する。

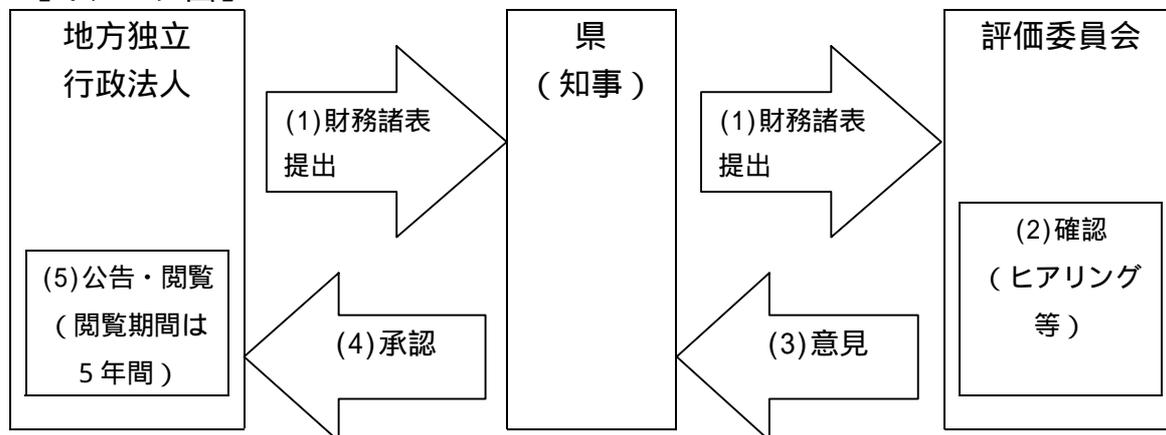
(4) 財務諸表の承認

県は、評価委員会の意見を踏まえて、財務諸表の承認を行う。

(5) 財務諸表の公告・閲覧

法人は、県から財務諸表の承認を経た後、遅滞なく、財務諸表を公告し、県の規則で定める期間、一般の閲覧に供する。

【イメージ図】



2 確認(チェック)項目(案)

提出期限は遵守されたか。

- ・ 当該事業年度の終了後3月以内に提出：6月末日

必要な書類は全て提出されたか。

- ・ 財務諸表 1：貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書
- ・ 事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書

監事及び会計監査人の監査報告書に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。

- ・ 監査報告書の記載内容を確認

記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。

- ・ 表示科目、会計方針、注記等の遺漏の有無

計数は整合しているか。

- ・ 合計等の基本的な計数の整合

書類相互間における数値の整合は取れているか。

- ・ 主要表と附属明細書との整合、書類相互間の整合等

行うべき事業を行っているか。

- ・ 事業報告書の確認
- ・ 利益及び損失の処理等の遺漏の有無
- ・ 短期借入金の限度額超過の有無
- ・ 余裕金の不適切な運用の有無
- ・ 重要な財産の不適切な処分等の有無

運営費負担金に係る会計処理は適正か。

- ・ 期間進行基準 2の適用事業について、全額が適正に収益化されているか。
- ・ 費用進行基準 3の適用事業について、費用の発生額と同額を収益化し、残額は債務として残っているか。

3 根拠法令等

地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、**あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

参考：利益の処理の特例

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理の特例)

第84条 公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第40条第1項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てる場合には、第40条第3項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

参考【用語解説】

1

貸借対照表

法人の財政状態を明らかにするため、全ての「資産」「負債」及び「資本」を記載するもの。

損益計算書

法人の経営成績を明らかにするため、事業年度におけるすべての「収益」と、これに対応する「費用」を記載して、当期における「利益」又は「損失」を表示するもの。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

損益計算書において算定された当期末処分利益（未処理損失）とその処分の内容を明らかにするもの。

キャッシュフロー計算書

事業年度における資金の流れを活動ごとに区分して把握するため、資金の収入、支出を「業務活動」「投資活動」「財務活動」の区分別に表示するもの。

行政サービス実施コスト計算書

納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストを集約して表示するもの。

附属明細書

財務諸表の内容を補足するもので、公営企業型地方独立行政法人においても、附属明細書の作成が義務づけられている。附属明細書において明らかにするよう定められている事項は以下のとおり。（基準 76）

1. 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第 84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細
2. たな卸資産の明細
3. 有価証券の明細
4. 長期貸付金の明細
5. 長期借入金の明細
6. 移行前地方債償還債務の明細
7. 引当金の明細
8. 保証債務の明細
9. 資本金及び資本剰余金の明細
10. 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
11. 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細
12. 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
13. 地方公共団体等からの財源措置の明細
14. 役員及び職員の給与の明細
15. 開示すべきセグメント情報
16. 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

2

期間進行基準

事業の実施と運営費交付金の財源とが期間的に対応している場合に、一定の経過を事業の進行とみなし、収益化する方法をいう。

3

費用進行基準

事業と運営費交付金との対応関係が示されない場合に、事業のための支出額を限度として、収益化する方法をいう。

業務達成基準

一定の事業と運営費交付金との関係が明らかにされている場合に、当該事業の達成度に応じて、予定されていた財源に係る収益化をする方法をいう。